

## 投票率向上の取り組み

高める仕組みを構築したい。また、働く女性を応援する企業の進出は歓迎すべきであり、企業誘致について調査研究していく。

**問** 官民協働のテレワークの働き方等の導入について市長の考えは。

**答** 本市の特性に在宅勤務が合うか検証を重ねるが、個々の取り組みには全面的に応援したい。事例や情報を集めて本市でできることを検討したい。

てもらいたい。増設する考えは。

**答** 29年10月の衆議院選挙の期日前投票最終日は4,000人を超える投票者数で1時間待ちも発生し、市民に大変な迷惑をおかけした。28年7月の参議院選挙の期日前投票所は、市役所は期間中フルタイムで実施した。その他5カ所は投票日、時間を限定して実施した。天候等さまざまな要件を鑑み、より投票環境をよくすることを総合的に考えた中で進めたい。

**問** 市内34ヶ所の投票所に段差解消等のバリアフリー化が進んでいないところがあるが、現況は。

**答** 入り口付近に段差がない投票所は4カ所、段差はあるが既設スロープがある投票所は5カ所、簡易スロープを設置している投票所は10カ所である。残り15ヶ所は段差があるが、投票事務従事職員の人的介助を行っている。

**問** 郵便投票制度は身体障がい者1級や要介護認定5等の要件が厳しく、投票しなくても投票所に行けない人がたくさんいる。そのような人に対する投票誘導の取り組みは。

**答** 郵便等による不在者投票の要件緩和は国の法改正を待つかないが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」で、「郵便等投票については、十分に制度が知られていない」と指摘され、「要介護5としている対象者を拡大してほしい」との要望がある」という報告があり、対象範囲について議論されている。法改正などの動向を見守るとともに、制度の周知を図りたい。

**問** 島根県浜田市の自動車を利用した移動期日前投票所や、大阪府箕面市の期日前投票所の朝、夜2時間ずつの時間延長など、様々な投票率向上の取り組みがあるが、本市に見合った取り組み、対策は。

**答** 旧自治省が1969年に示した投票所の設置基準に「投票所は有権者の自宅から3キロ以内が望ましい」とあるが、本市で一番大きな投票区域でも面積が2.7平方キロメートルしかなく、移動期日前投票所は考えていない。

**問** 学校等における子どもや若年層への投票誘導は。

**答** 主権者教育として、未来の有権者に対して出前講座を

開催している。本市は平成23年度から小・中・高校生に対して、選挙についての出前講座を実施し、投票所事務従事者に高校生を充てるなど、未来の有権者に対して啓発を行っている。28年7月の参議院選挙で檀原高校に期日前投票所を開設した際のアンケートでは、18歳の新有権者の生徒の78.4%が投票に行き、選挙権を有していない生徒の87.8%が「今後、選挙に行く」という回答であった。今後も未来の有権者に対し、自覚を持つような事業、出前講座をすすめたい。



出前講座

**問** 過去3回、中学生を対象に子ども議会を実施したが、小学生の子ども議会の実施など、投票率向上に向けた取り組みについて市長の考えは。

**答** 子ども議会は市制50周年記念のときに開催し、女性議会は平成15年と平成18年に開催した。今後も機会があるたびに実施し、投票率が伸びるいろいろな方法について取り組んでいきたい。

## 一般質問 檀本利明 (自民党)

特定行政庁として建築物(完了前)の仮使用許可はどのように扱っているのか

**問** 新分庁舎への小学生の見学会で、市が建築基準法を誤って解釈していると考える。まず、憲法、法律、条例の位置づけの認識は。1つの案件に対し、関連する法令が複数あるが法令は守るべきである。見解は。

**答** 最優先は憲法と認識している。関係する法律、それに基づく各種の条例等があるが、同順位に位置する法律は存在すると思う。どちらの法律を優先すべきかである。

**問** 建築基準法に仮使用の規定があるが、新分庁舎は検査